

今治市建設工事共同企業体事務取扱要綱

平成 17 年 1 月 16 日制定

今治市要綱第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する工事（以下「市工事」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事毎に結成される共同企業体をいう。
- (3) 経常建設工事共同企業体 優良な中小の建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。
- (4) 有資格業者 今治市契約規則（平成 17 年今治市規則第 63 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定による一般競争入札（指名競争）入札参加資格者として登録されている者をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる市工事は、確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる市工事（1 件の予定価格が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の市工事に限る。）、市外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため市外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる市工事、特殊な技術を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要が認められる市工事その他共同施工が必要と認められる市工事とする。

- (1) 土木工事 おおむね 2 億円以上のもの
- (2) 建築工事 おおむね 5 億円以上のもの
- (3) 設備工事 おおむね 1 億円以上のもの
- (4) 水道工事 おおむね 1 億円以上のもの

2 前項の規定により、特定建設工事共同企業体により市工事の競争入札等を行わせることとし

た場合であっても、当該市工事に係る特定建設工事共同企業体（その構成員を含む。）以外の有資格業者であって当該市工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

（特定建設工事共同企業体の入札参加資格）

第4条 市工事の競争入札等に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。ただし、工事の種別等を勘案し市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（特定建設工事共同企業体の構成員の数）

第5条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに市長が定めるものとする。

（特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ）

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（1）市工事に対応する工事種別（今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号。以下「競争入札参加資格要綱」という。）第7条第1項に規定する工事種別をいう。以下同じ。）の競争入札参加資格要綱第7条の規定による等級別格付の等級が最上位等級である有資格業者の自主結成による組合せ又は当該等級別格付の等級が最上位等級である有資格業者及び当該等級別格付の等級が最上位等級の直近の下位等級である有資格業者の自主結成による組合せであること。

（2）一の特定建設工事共同企業体の構成員が、同一の市工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

（特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等）

第7条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（1）市工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、市工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が市工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。

（2）市工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

（3）市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率）

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

（1）構成員が2者の場合 30パーセント以上

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(特定建設工事共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(特定建設工事共同企業体による競争入札の公告)

第10条 市長は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 入札方式

(2) 競争入札の場所及び日時

(3) 特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名

(4) 工事場所

(5) 工事概要

(6) 工期

(7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先

(8) 特定建設工事共同企業体の入札参加資格

(9) 特定建設工事共同企業体の有効期間

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定により公告された市工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。ただし、開札後に資格審査をする競争入札については、この限りでない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前条の規定により公告した市工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設工事共同企業体の競争入札等への参加)

第12条 市工事の競争入札等に参加しようとする経常建設工事共同企業体は、等級別格付をされたものでなければならない。

2 前項の等級別格付については、競争入札参加資格要綱の規定による等級別格付の例による。

(経常建設工事共同企業体の選定及び発注区分)

第 13 条 経常建設工事共同企業体についての競争入札参加資格要綱第 7 条の規定の適用については、前条第 1 項の規定による等級別格付を競争入札参加資格要綱第 7 条の規定による等級別格付とみなす。

(経常建設工事共同企業体の資格要件)

第 14 条 第 12 条第 1 項に規定する等級別格付は、次条から第 18 条までに定める資格要件を満たす経常建設工事共同企業体について行うものとする。

(経常建設工事共同企業体の構成員の数)

第 15 条 構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

(経常建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第 16 条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する有資格業者の組合せであること。
- (2) 市工事に対応する工事種別の競争入札参加資格要綱第 7 条の規定による等級別格付の等級が同一等級又はその直近の等級である有資格業者の自主結成による組合せであること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。
 - ア 一の有資格業者の市工事に対応する工事種別の競争入札参加資格要綱第 7 条の規定による等級別格付の等級が他の有資格業者の当該等級別格付の等級の 2 等級下位の等級である組合せである場合であつて、下位の有資格業者に十分な施工能力があると認められるとき。
 - イ 経常建設工事共同企業体が、第 12 条第 1 項の規定により等級別格付をされた後において、その構成員の等級別格付が変更され、等級に係る組合せの要件に適合しなくなった場合であつて、継続的な協業関係を維持していると認められるとき。
- (3) 一の経常建設工事共同企業体の構成員が、他の経常建設工事共同企業体の構成員でないこと。

(経常建設工事共同企業体の構成員の施工実績等)

第 17 条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 第 12 条第 1 項の規定による等級別格付を受けようとする工事種別の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、当該工事種別の工事について下請けとしての施工実績を有する場合であつて、当該工事種別の工事を確実かつ円滑に施工できる能力を有すると認められるときは、この限りでない。
- (2) 第 12 条第 1 項の規定による等級別格付を受けようとする工事種別に対応する法の許可業種につき、法の許可を受けてからの営業年数が 3 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りで

ない。

- (3) 市工事の請負金額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に規定する金額である場合にあっては、当該市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（経常建設工事共同企業体の構成員の出資比率）

第 18 条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が 2 者の場合 30 パーセント以上
(2) 構成員が 3 者の場合 20 パーセント以上

（経常建設工事共同企業体の入札参加資格の審査）

第 19 条 競争入札等に参加しようとする経常建設工事共同企業体は、あらかじめ経常建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める受付期間内に、市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 経常建設工事共同企業体協定書の写し
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格があると確認したときは、等級別格付を行うものとする。

3 経常建設工事共同企業体は、第 1 項に規定する経常建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、市長に速やかに変更の届出をしなければならない。

（経常建設工事共同企業体の解散等）

第 20 条 経常建設工事共同企業体の構成員が法第 29 条又は第 29 条の 2 の規定により許可を取り消されたときは、当該経常建設工事共同企業体は解散したものとみなす。

2 経常建設工事共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を市長に速やかに届け出るものとする。

（入札書）

第 21 条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

（契約書）

第 22 条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市建設工事共同企業体事務取扱要綱又は朝倉村建設工事共同企業体事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の対象工事の特例)

3 平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、特定建設工事公共企業体により競争入札等を行わせることができる市工事に関する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号中「2 億円以上」とあるのは「5 億円以上」と、同項第 3 号及び第 4 号中「5,000 万円以上」を「1 億円以上」と読み替える。

附 則 (平成 17 年今治市要綱)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 25 日今治市要綱)

この要綱は、平成 19 年 6 月 25 日から施行し、同日以後に発注する工事について適用する。

附 則 (平成 23 年 2 月 1 日今治市要綱)

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 1 日今治市要綱)

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日今治市要綱)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日今治市要綱)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 22 日今治市要綱)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 13 日今治市要綱)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

今治市長 様

共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名 印

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 印

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 印

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において今治市の発注する工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において今治市の発注する_____工事について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要があると認める書類

経常建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

_____年度経常建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

今治市長 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____共同企業体

共同企業体の代表者の商号又は
名称及び代表者氏名 印
共同企業体の構成員の商号又は
名称及び代表者氏名 印
共同企業体の構成員の商号又は
名称及び代表者氏名 印

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において今治市の発注する建設工事の競争入札等に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において今治市の発注する建設工事について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

構成内容	共同企業体の名称		共同企業体	共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名			
	共同企業体の事務所の 所在地		電話 () _____				
前年度 のものを更新	構 成 の 内 容					経営事項審査結果 総合数値	※ 格付け
	許可番号及び 許可年月日	主たる営業所の所在地	商号又は名称 及び代表者氏名	出資 割合 (%)			
組替							
新規							
発注を希望する 工種							
一般 土木	土						
舗装							
港湾	木	入札、見積り、請負契約及び請負 契約に基づく行為に使用する印鑑	※共同企業体の客観 数値及び格付け				
不燃 木造	建 築	合併の計画	合併の時期	資本規模	型 態	方 法	
管			年 月	万円	<input type="checkbox"/> 株 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 資 <input type="checkbox"/> 名	<input type="checkbox"/> 吸収 <input type="checkbox"/> 新設	
電気					(該当する□にレ印を付けること。)	(該当する□にレ印を付けること。)	
		備考					

- 注1 ※印のある箇所は、記入しないこと。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 経常建設共同企業体協定書の写し
 - (2) その他市長が必要があると認める書類